

新たな総合5か年計画の策定について

企画課計画係

1 策定の趣旨

現在の中期総合計画策定後に生じた社会・経済情勢の変化に的確に対応し、今後の県づくりの方向性を明らかにするため、新たな総合計画を策定する。

2 策定体制等

- (1) 長野県総合計画審議会
- (2) 幅広い県民意見等の聴取

区 分	内 容
懇談会	地域の様々な団体との懇談会、県政タウンミーティング、市町村長との意見交換、テーマ別懇談会、民間シンクタンクとの意見交換など
意見募集	意見募集（インターネット、郵送）、パブリックコメント
調 査	県民アンケート調査等

- (3) 県議会への案の概要の報告、議案の提出
長野県基本計画の議決等に関する条例に基づいて実施

3 策定日程（予定）

	平成 22 年度	平成 23 年度以降
総合計画 審議会	諮 問 論 点 整 理	論 点 整 理 大 綱 答 申 素 案 答 申
計 画 案		議 会 報 告 計 画 案 公 表 議 案 提 出 計画案策定
懇談会等	地域の様々な団体との懇談会、テーマ別懇談会等 県政タウンミーティング、市町村長との意見交換等	
意見募集等	意見募集 パブリックコメント(3回程度)	
調 査	県民アンケート調査等	

新たな総合計画の策定との関連が想定される審議会や会議の状況（主なもの）

平成22年12月24日現在

部局名	審議会等の名称	開催回数	開催時期	主な審議・検討内容
企画部	長野県短期大学の将来構想に関する検討委員会	6回	H22年2月～	長野県の高等教育のあり方を踏まえ、長野県短期大学の目指すべき方向性について検討
	長野県交通安全対策会議	1回	H23年5月	・交通の安全に関する5か年計画の審議 ・交通安全に関する年度ごとの具体的な計画の審議
	長野県子ども・若者計画検討会（仮称）	5回	H23年4月～24年1月	長野県子ども・若者計画（仮称）の策定
健康福祉部	医療審議会	4回	H23年2月～24年3月	・医療提供体制の確保に関する事項等の審議 ・第6次長野県保健医療計画の策定
	保健医療計画策定委員会	2回	H23年7月～9月	第6次長野県保健医療計画の策定等
	歯科保健推進会議（仮称）	3回	H23年4月～12月	歯科保健推進計画の策定
	第5期介護保険事業支援計画・老人福祉計画策定懇話会	4回	H23年7月～24年3月	第5期介護保険事業支援計画・老人福祉計画の策定にあたり意見を聴取
	長野県障害者施策推進協議会	5回	H22年4月～24年3月	・長野県障害者プランの策定等に係る意見具申 ・障害者施策の推進に係る調査審議
	児童虐待・DV被害者支援連絡協議会	3回	H23年4月～24年3月	長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画の改定
環境部	環境審議会	6回	H23年1月～24年3月	・生物多様性長野県戦略（仮称）の策定 ・水生生物の保全に係る環境基準の類型指定等の審議
商工労働部	中小企業振興審議会	6回	H23年4月～24年3月	・次期長野県産業振興戦略プラン策定に向けた審議 ・中小企業の振興に関する重要事項の調査・審議
	職業能力開発審議会	3回程度	H23年4月～24年3月	・第9次長野県職業能力開発計画策定に向けた審議 ・職業能力の開発に関する重要事項の調査・審議
農政部	長野県食と農業農村振興審議会	3回	未定	食と農業及び農村の振興に関する重要事項の審議
林務部	みんなで支える森林づくり県民会議	5回	H23年3月～24年3月	・森林づくり県民税事業 ・森林づくりアクションプランの改定
建設部	住宅審議会	3回	H23年4月～23年10月	住生活基本計画の改定
教育委員会	長野県の教育を考える専門委員会（仮称）	4回	H23年4月～24年3月	長野県教育振興基本計画の改定
	長野県特別支援教育連携協議会	6回	H21年9月～23年3月	特別支援教育推進計画（仮称）の策定
	スポーツ振興審議会	3回	H23年6～11月	・スポーツ振興計画の進捗管理 ・次期スポーツ振興計画の策定

（参考）計画などの策定を目的としていないもの

商工労働部	信州経済戦略会議	月1回程度	H22年12月～	長野県経済、産業政策全般について、中長期的な視点から意見交換
農政部	包括的経済連携に関する連絡会議	随時	H22年12月～	環太平洋パートナーシップ（TPP）協定等への対応を庁内で検討

総 合 計 画 の 策 定 状 況

項 目	昭 和															平 成																																									
	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	(1970)					(1980)					(1990)					(2000)					(2010)																																				
長野県長期構想 (中長期ビジョン)	「長期経済計画」 策定：昭和37年3月 期間：36～45年度					「長野県の開発発展に関する長期構想」 太陽と水と緑の豊かな郷土へ 策定：昭和44年3月 期間：44～60年度					「21世紀に向けての長期構想」 一人ひとりの幸福を求めて 策定：昭和58年3月 期間：58年度～21世紀初頭					「2010年長野県長期構想」 地球時代の知恵のくにをめざして 策定：平成7年3月 期間：7～22年度					中長期的なビジョン 未来への提言 策定：平成16年3月 期間：定めなし																																				
施設投資5か年計画 豊かで住みよい明るい郷土の建設をめざして																																																									
県勢発展5か年計画 太陽と水と緑の豊かな郷土を																																																									
県勢発展第2次5か年計画 生きがいのある郷土づくりをめざして																																																									
県勢発展第3次5か年計画 活力のある郷土づくりをめざして																																																									
長野県総合5か年計画 創造力あふれるたくましい郷土づくり																																																									
第2次長野県総合5か年計画 ロマンと創造力あふれる美しい長野県をめざして																																																									
第三次長野県総合5か年計画 美しい信州の躍進をめざして																																																									
長野県中期総合計画 地球時代に輝く信州をめざして																																																									
第二次長野県中期総合計画 みんなのために 未来のために																																																									
長野県中期総合計画 “活力と安心” 人・暮らし・自然が輝く信州																																																									
全国総合開発計画	「全総」 決定：昭和37年10月 目標：昭和45年					「新全総」 決定：昭和44年5月 目標：昭和60年					「三全総」 決定：昭和52年11月 目標：概ね10年間					「四全総」 決定：昭和62年6月 目標：概ね平成12年					「21世紀の国土のグランドデザイン」 決定：平成10年3月 目標：平成22年から27年					「国土形成計画(全国計画)」 決定：平成20年7月 目標：今後概ね10ケ年間																															

長野県5か年計画

長野県の主な個別計画について

企画課計画係				
計画名	計画期間	計画の策定が明記されている根拠法令	根拠	担当部
自然と人が共生する豊かな環境づくり				
1	長野県地球温暖化防止県民計画 改訂版	H15～24	地球温暖化対策の推進に関する法律 県地球温暖化対策条例	法条 環境部
2	第二次長野県環境基本計画	H20～24	県環境基本条例	条 環境部
3	長野県職員率先実行計画(第3次)	H17～22	地球温暖化対策の推進に関する法律	法 環境部
4	地域森林計画			
4	地域森林計画 伊那谷	H21～30	森林法	法 林務部
5	地域森林計画 千曲川上流	H22～31	森林法	法 林務部
6	地域森林計画 千曲川下流	H17～26	森林法	法 林務部
7	地域森林計画 中部山岳	H18～27	森林法	法 林務部
8	地域森林計画 木曽谷	H19～28	森林法	法 林務部
9	長野県森林づくり指針	H23～32	長野県ふるさとの森林づくり条例	条 林務部
10	信州の森林(もり)づくりアクションプラン	H17～27	なし	— 林務部
11	第4次長野県水環境保全総合計画	H20～24	県水環境保全条例	条 環境部
12	長野県「水循環・資源循環のみち2010」構想	H23～42	なし	— 環境部
13	長野県希少野生動植物保護基本方針	H15～	県希少野生動植物保護条例	条 環境部
14	第10次鳥獣保護事業計画	H19～23	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	法 林務部
15	長野県廃棄物処理計画(第2期)	H18～22	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法 環境部
16	長野県景観育成計画	H18～	景観法 長野県景観条例	法 建設部
地域を支える力強い産業づくり				
17	長野県産業振興戦略プラン	H19～23	なし	— 商工労働部
18	第2期長野県科学技術産業振興指針	H22～31	科学技術基本法	法 商工労働部
19	第8次長野県職業能力開発計画	H18～22	職業能力開発促進法	法 商工労働部
20	「観光立県長野」再興計画(長野県観光振興基本計画)	H20～24	なし	— 観光部
21	長野県食と農業農村振興計画	H20～24	長野県食と農業農村の県民条例	条 農政部
22	長野県地産地消推進計画	H20～24	なし	— 農政部
23	長野県農業農村整備構想(第6次長野県土地改良長期計画)	H20～24	なし	— 農政部
24	長野県林業労働力確保促進基本計画	H17～27	林業労働力の確保の促進に関する法律	法 林務部
25	長野県県産材利用指針	H20～24	なし	— 林務部
いきいき暮らせる安全・安心な社会づくり				
26	長野県健康増進計画「健康グレードアップながの21」	H21～24	健康増進法	法 健康福祉部
27	長野県食育推進計画	H20～24	食育基本法	法 健康福祉部
28	第5次長野県保健医療計画	H20～24	医療法	法 健康福祉部
29	長野県の感染症の予防のための施策の実施に関する計画	H20～24	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	法 健康福祉部
30	長野県医療費適正化計画	H20～24	高齢者の医療の確保に関する法律	法 健康福祉部

計画名		計画期間	計画の策定が明記されている根拠法令	根拠	担当部
31	長野県がん対策推進計画	H20～24	がん対策基本法	法	健康福祉部
32	長野県幼児教育振興プログラム	H17～	文部科学大臣決定「幼児教育振興プログラム」	その他	教委
33	長野県幼児教育振興プログラムⅡ	H18～	文部科学大臣決定「幼児教育振興プログラム」	その他	教委
34	長野県高齢者プラン(長野県老人保健福祉計画、第4期介護保険事業支援計画)	H21～23	老人福祉法 介護保険法	法	健康福祉部
35	長野県障害者プラン後期計画(長野県障害者計画(後期計画)、長野県障害福祉計画)	H18～23	障害者基本法 障害者自立支援法	法	健康福祉部
36	長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画(改定版)	H21～23	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	法	健康福祉部
37	長野県自殺対策推進計画	H22～24	自殺対策基本法	法	健康福祉部
38	森林整備保全事業計画に基づく長野県の治山事業実施方針	H21～25	通達	その他	林務部
39	第5次長野県総合雪対策計画	H19～23	豪雪地帯対策特別措置法 長野県雪対策要綱	法	危機管理部
40	長野県地域防災計画	S38～	災害対策基本法	法	危機管理部
41	第3次地震防災緊急事業5か年計画	H18～22	地震防災対策特別措置法	法	危機管理部
42	地震対策緊急整備事業計画 ※次期計画(H22～26)策定中	H17～21	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	法	危機管理部
43	長野県国民保護計画	H17～	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	法	危機管理部
44	長野県消防広域化推進計画	H19～	消防組織法 市町村の消防の広域化に関する基本方針(消防庁告示)	法	危機管理部
45	長野県耐震改修促進計画	H18～27	建築物の耐震改修の促進に関する法律	法	建設部
46	県有施設耐震化整備プログラム	H19～27	建築物の耐震改修の促進に関する法律	法	建設部
47	長野県警察の重点推進課題と対策	H18～	なし	—	県警
48	長野県交通安全計画(第8次)	H18～22	交通安全対策基本法	法	企画部
49	長野県動物愛護管理推進計画	H20～29	動物の愛護及び管理に関する法律	法	健康福祉部
明日を担い未来を拓く人づくり					
50	つらなる つながる 信州 人づくりビジョン(長野県教育振興基本計画)	H20～24	教育基本法	法	教委
51	長野県高等学校改革プラン実施計画	H18～	なし	—	教委
52	第2次長野県子ども読書活動推進計画	H21～(概ね5年間)	子どもの読書活動の推進に関する法律	法	教委
53	ながの子ども・子育て応援計画(長野県次世代育成支援後期行動計画)	H22～26	次世代育成支援対策推進法	法	企画部
54	長野県生涯学習基本構想	H3～	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律	法	教委
55	長野県文化芸術振興指針	H21～H30	文化芸術振興基本法	法	企画部
56	長野県スポーツ振興計画	H20～24	スポーツ振興法	法	教委
交流が広がり活力あふれる地域づくり					
57	長野県過疎地域自立促進方針	H22～27	過疎地域自立促進特別措置法	法	総務部
58	長野県過疎地域自立促進計画	H22～27	過疎地域自立促進特別措置法	法	総務部
59	長野県市町村合併支援方針	H20～	なし	—	総務部
60	新長野県市町村合併支援プラン	H20～	なし	—	総務部

計画名		計画期間	計画の策定が明記されている根拠法令	根拠	担当部
61	長野県市町村合併支援プラン	H15～	なし	—	総務部
61	長野県人権政策推進基本方針	H21～	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	法	企画部
63	第2次長野県男女共同参画計画	H18～22	男女共同参画社会基本法 県男女共同参画社会づくり条例	法	企画部
64	中部圏都市開発区域建設計画(第7次)	H18～22	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律	法	企画部
65	国土利用計画(長野県計画)－第4次－	H20～29	国土利用計画法	法	企画部
66	長野県土地利用基本計画	H21～	国土利用計画法	法	企画部
67	長野県都市計画ビジョン	H16～	都市計画法	法	建設部
68	長野県住生活基本計画	H18～27	住生活基本法	法	建設部
69	企業局事業の民営化計画	H15～	なし	—	企業局
70	長野県営水道事業経営ビジョン	H22～H31	国通知	その他	企業局
71	長野県広域道路整備基本計画	H5～	国通知	その他	建設部
72	長野県新交通ビジョン	H9～22	なし	—	企画部
行財政改革の推進					
73	長野県行財政改革プラン	H19～23	国通知	その他	総務部

法律に基づくもの	48
条例に基づくもの	5
その他(通知等)に基づくもの	6
根拠なし	14
合計	73

(参考)

長野県基本計画の議決等に関する条例

平成 17 年 7 月 19 日

条例第 50 号

(目的等)

第 1 条 この条例は、基本計画の策定等を議会の議決事件として定めること等により、透明性の高い県行政の計画的かつ効果的な推進に資することを目的とする。

2 計画等のうち条例の規定に基づき策定等をするものに係るその手続その他の取扱いについては、当該条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議会の議決すべき事件)

第 2 条 次に掲げる計画等（以下「基本計画」という。）の策定、変更（第 2 号に掲げる計画にあっては、当該計画の実施方針、実施期間及び主要な目標に係るものに限る。）又は廃止は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定により定める議会の議決すべき事件とする。

(1) 県行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想

(2) 前号に掲げるもののほか、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を定める計画

(議会へ報告すべき事件)

第 3 条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県行政の各分野において基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するもの（実施期間が 3 年未満のものを除く。以下この条において「計画等」という。）を策定したときは、次に掲げる事項を議会に報告しなければならない。

(1) 当該計画等の実施方針

(2) 当該計画等の実施期間

(3) 当該計画等の主要な目標

2 知事等は、計画等の変更（前項各号に掲げる事項の変更（軽微なものを除く。）に限る。）又は廃止をしたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(基本計画の案の報告等)

第 4 条 知事等は、基本計画の策定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、その案の概要を議会に報告するとともに、一般に公表し、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

(実施状況に対する評価の報告等)

第 5 条 知事等は、毎年、基本計画に基づく主要な事業の実施状況に対する評価を行い、その概要を議会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。

(知事への意見)

第 6 条 議会は、次に掲げる場合には、知事に意見を述べることができる。

(1) 計画的かつ効果的な県行政の推進のために新たに基本計画を策定する必要があると認めるとき。

(2) 社会経済情勢の変化等により、基本計画の変更又は廃止をする必要があると認めるとき。

(3) 基本計画に定める事業の進捗状況を勘案して、その実施を推進する必要があると認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用関係)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以降に策定される基本計画等について適用する。

(既存の基本計画等に係る附則第2項の特例等)

3 この条例の施行の際現に策定されている未来への提言については、第2条第1号に規定する基本構想に該当するものとし、前項の規定にかかわらず、同条及び第4条から第6条までの規定を適用する。

4 この条例の施行の際現に策定されている計画等で次に掲げるものについては、第3条第1項に規定する計画等に該当するものとし、附則第2項の規定にかかわらず、同条の規定を適用する。

- (1) 県政改革ビジョン
- (2) 財政改革推進プログラム
- (3) 長野県男女共同参画計画
- (4) 長野県老人保健福祉計画・第2期介護保険事業支援計画
- (5) 長野県障害者計画
- (6) 第四次長野県保健医療計画
- (7) 長野県環境基本計画
- (8) 長野県水環境保全総合計画
- (9) 長野県科学技術産業振興指針
- (10) 長野県観光振興基本計画
- (11) 産業活性化・雇用創出プラン
- (12) 2010年長野県農業長期ビジョン
- (13) 2010年長野県森林・林業長期構想
- (14) 長野県景観形成基本計画
- (15) 長野県教育長期構想
- (16) 信州はぐくみプラン